

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の 加入・脱退の手続き をお忘れなく！

◆国民健康保険に 加入する のは・・・

- ・ 職場の健康保険をやめたとき
- ・ 子どもが生まれたとき
- ・ 生活保護を受けなくなったとき など

加入の手続には、健康保険資格喪失証明書、加入者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁する方の本人確認書類などが必要となります。

加入の届出が遅れると、保険証をお渡しできないため、その間の医療費は全額自己負担となる場合があります。

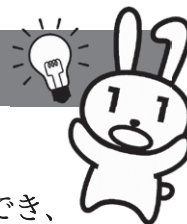
◆国民健康保険を 脱退する のは・・・

- ・ 他の市区町村に転出するとき
- ・ 職場の健康保険などに加入したとき
- ・ 死亡したとき（葬祭費の支給があります）
- ・ 生活保護を受け始めたとき など

脱退の手続には、国保の保険証、脱退者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類を持参して届出をしてください。（職場の健康保険に加入した場合は、職場の健康保険証もしくは健康保険資格取得証明書も持参してください。）

マイナ保険証をご利用ください！

マイナ保険証を使うメリット！



①国民健康保険を 20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

②より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

●問い合わせ／健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4147